02—02　ＰＵＤＴ

審決分類及び判決分類

１．審決分類及び判決分類

審決分類及び判決分類は、審決、異議決定、判決など（以下「審決等」という。）を、事件の種類、審決等で主として論じられている事項（以下「判示事項」という。）並びに審決等の結論及び技術、物品又は商品の分類（区分）などの別によって分類した標識である。

審決分類及び判決分類は、過去の審決等を検索して参照する際の検索タグとして利用されるから、審決等の判断内容や文章表現が、その分類で検索した者にとって参考になるように付与する。したがって、原則として、審決等に記載した事項について付与し、審決等に記載しなかった事項（検討したにとどまる事項を含む）については付与しない。

２．審決分類及び判決分類の構成

審決分類及び判決分類は、「基本分類」に、ハイフン（-）を介して「補助分類」を接続したものである。

「基本分類」は、「事件の種類別分類」に、ピリオド（．）介して「判示事項別分類」を接続したものであり、この「事件の種類別分類」は、「産業財産権等の種類」と「審級の種類」と「審判等の種類」を順に接続したものである。

「補助分類」は、「第１補助分類」に、括弧書きで「第２補助分類」を接続したものである。

〔例：審決分類及び判決分類の構成〕

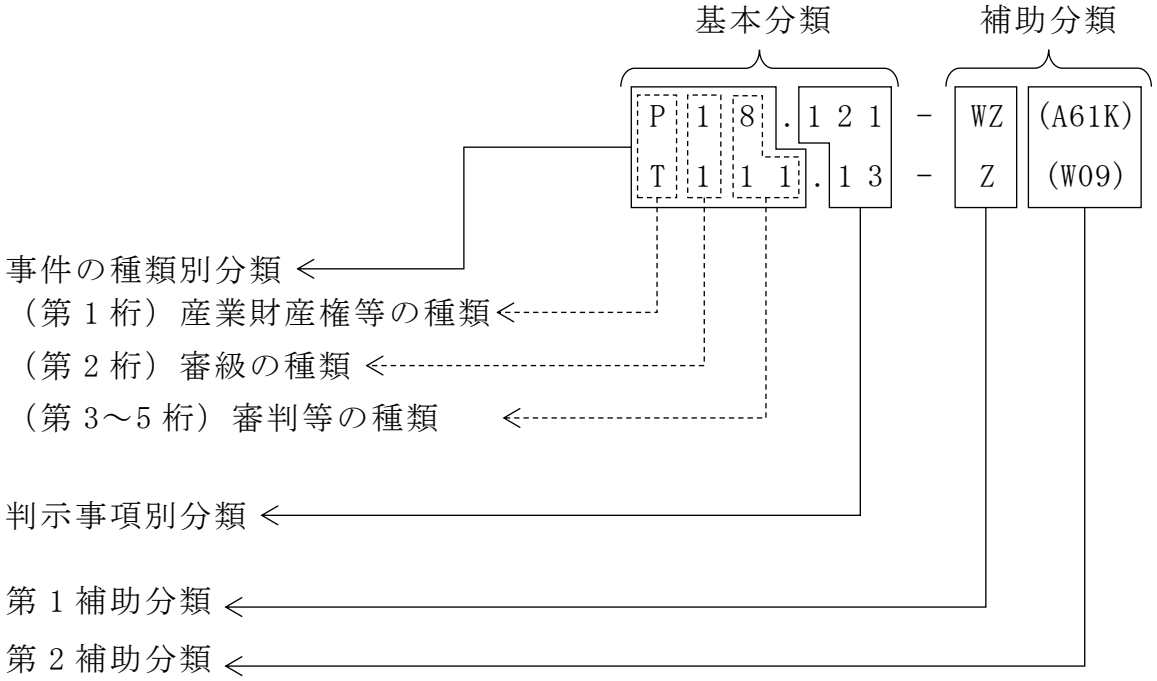

(1) 基本分類

ア　事件の種類別分類（→02―02.1～02―02.5 の 1.）

（ア）産業財産権等の種類

第 1 桁に、事件の争いの対象となった産業財産権等の種類（特許、実用新案、意匠、商標、その他）を、P、U、D、T、E（→02―03 のⅢ 5.）のいずれかを用いて示す。

（イ）審級の種類

第 2 桁に、審級の種類（審判、再審、出訴など）を、1 桁の数字で示す。

（ウ）審判等の種類

第 3～5 桁に、審判等の種類（無効、異議の申立て、判定、取消し、査定不服など）を数字で示す。なお、審級の種類が再審である場合は、再審請求の対象となった審決等がされた審判の種類とする。

イ　判示事項別分類（→02―02.1～02―02.5 の 2.）

審決等で主として論じられている事項（進歩性、関連意匠、外観類似など）を、1～3 桁の数字で示す。

(2) 補助分類

ア　第 1 補助分類（→02―02.1～02―02.5 の 3.）

審決等の結論（却下、取り消して登録、無効など）を、大文字アルファベットで示す。

イ　第２補助分類

特許及び実用新案は、国際特許分類（IPC）のサブクラスまで、意匠は、意匠分類の初めの４桁、商標は、法区分及び商品・役務区分コードを示す。

３．審決分類及び判決分類の具体例

基本分類							補助分類	
事件の種類（3～5桁）			判示事項（1～3桁）				第１補助分類	第２補助分類
産業財産権の種類	審級の種類	審判・裁判の種類					結論	IPC 意匠分類 法区分及び商品・役務区分
↓	↓	↓	.	↓	-		↓	↓
P	1	8	.	121	-		Z	(B65H)
P	1	651	.	121	-		ZC	(F02D)
P	3	8	.	121	-		ZZ	(G11B)
U	1	112	.	13	-		Y	(A47J)
D	1	2	.	1	-		ZA	(J2－1)
T	1	652	.	271	-		Z	(W04)

（改訂 R5.12）